

図1 少子化対策（少子化対策）の展開（要約）

第1期	1991	『健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議報告書』
	1994	エンゼルプラン・緊急保育対策等5か年事業
第2期	1997	平成9年将来推計人口（中位推計：2050年1.61） 人口問題審議会報告『少子化に関する基本的考え方について』
	1998	少子化への対応を考える有識者会議提言 『夢ある家庭づくりや子育てができる社会を築くために』
	1999	少子化対策推進関係閣僚会議 設置 少子化への対応を推進する国民会議 設置 少子化対策推進基本方針（少子化対策推進関係閣僚会議） 新エンゼルプラン
第3期	2002	平成14年将来推計人口（中位推計：2050年1.39） 少子化対策プラスワン（厚生労働省）
	2003	次世代育成支援に関する当面の取組方針（少子化対策推進関係閣僚会議） 次世代育成支援対策推進法及び児童福祉法の一部を改正する法律 少子化社会対策基本法 少子化社会対策会議 設置
	2004	少子化社会対策大綱 子ども・子育て応援プラン
第4期	2005	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画実施
	2006	新しい少子化対策 平成18年将来推計人口（中位推計：2055年1.26）
	2007	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議 発足 ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議 発足 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」 社会保障審議会少子化対策特別部会 発足
	2008	社会保障国民会議 発足 「新待機児童ゼロ作戦」
第5期	2009	ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム 発足 次世代育成支援対策推進法 改正 育児・介護休業法 改正 社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告
	2010	子ども・子育てビジョン 策定 子ども手当 開始 子ども・子育て新システム検討会議 発足 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」 ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議 新たな合意（憲章・行動指針改定）

資料：守泉（2008）の図1に最近の動きを追加して整理。

2005年以降は、次世代法に基づく企業の行動計画の開始、総人口の減少の開始などの環境変化も後押しして、とくに「働き方の見直し」が国レベルの議論で活発化してきた。「ワーク・ライフ・バランス」をキーワードに政策議論や調査研究が活発化し、政府は2007年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定した。個別企業においても、さまざまな独自の制度を考案・展開する動きが見られる。さらに、2009年には次世代育成支援対策推進法と育児・介護休業法が改正された。また、働き方の改革と、保育サービスなどの現物支給を車の両輪として重点的に展開していこうとした政策方向は、2009年の政権交代によって「子ども手当」などの現金給付も柱の一つとする形となり、経済的支援策が強化されることになった。

一方、地方自治体でも、2005年4月から次世代法に基づいて策定された子育て支援行動計画の実施が始まった。すべての地方自治体で子育て支援行動計画が策定・実施されたことで、基本的な子育て支援の展開において地域差が縮小するとともに、地域の事情に合わせた支援策が展開されるようになった。次世代法は10年間の時限立法であり、2005～09年度で前期計画期間が終了した。2010年度からは後期計画期間に入っている。

以下、本稿における時期区分に基づいて、各期での施策展開について詳細にみていこう。

(1) 第1期（1990～96年）

1990年6月に1989年の人口動態概況が公表されると、出生率の低下という問題に対して政府が本格的に対応に動き出した。「健やかに子供を生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」が同年8月に立ち上げられ、そのとりまとめ報告書は91年1月に公表された。その報告書では、少子化の主要因として20歳代女子の未婚率上昇を挙げている。そして未婚化の背景としては、女性の社会進出と経済力向上、および独身生活の魅力の増大の一方で、家事・育児と仕事の両立困難や住宅問題、子どもの教育問題、仕事優先の風潮の中での家庭軽視、性別役割分業の根強さ等に起因する結婚・育児への負担感増大があることを指摘した。この認識をふまえ、女性の仕事と家庭の両立支援、男性の家庭生活への参加支援、住環境の整備、母子保健の拡充、ゆとり教育といった項目を具体的対応として提示したが、この報告は、のちのエンゼルプランの下地となった。このほかにも、少子化を扱った会議報告書、白書が次々と作られた³。

また、少子化問題への社会的関心を喚起するための「ウェルカムベビーキャンペーン」の実施（1992年4月～）や、雑誌やテレビでの特集、少子化問題を扱ったカンファレンスの開催など民間の運動も相次いだ。

そして、1994年12月に、最初の総合的な少子化対策となる「今後の子育て支援のため

³ 1990～96年の間に公表された政府関係の会議等の報告書や少子化を特集した白書には次のものがある。1990年1月『これからの家庭と子育てに関する懇談会報告書』；同年3月『平成元年厚生白書：長寿社会における子ども・家庭・地域』；1991年12月『子どもと家庭に関する円卓会議』（厚生大臣主宰）提言『子どもと家庭アピール：子育て新時代に向けて』；1992年11月『平成4年度国民生活白書：少子社会の到来、その影響と対応』；1993年7月『たくましい子ども・明るい家庭・活力とやさしさに満ちた地域社会をめざす21プラン研究会報告書』（厚生省児童家庭局長の私的研究会）；1994年4月『平成5年版厚生白書：未来をひらく子どもたちのために－子育ての社会的支援を考える』；1996年5月『平成8年版厚生白書：家族と社会保障－家族の社会的支援のために』

の施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）およびその重点施策を示した「緊急保育対策等5か年事業」が策定された。文部・厚生・労働・建設の各省大臣の合意で決められたもので、政策の実施期間は1995～99年度である。

エンゼルプランでは、少子化の要因として晩婚化の進行と夫婦出生力低下の兆しを挙げ、これらの背景には女性の職場進出、子育てと仕事の両立困難、育児の心理的・肉体的負担増大、住宅事情、子育てコストの増大などと指摘した。そして、仕事と育児の両立のための雇用環境整備、保育サービス充実、母子保健医療体制の充実、住宅・生活環境の整備、学校教育・家庭教育の充実、子育ての経済的負担軽減、子育て支援の基盤整備の7項目について具体的対応策を列挙した。その中でも、保育サービスの拡充は「緊急保育対策等5か年事業」に基づき重点的に実施した。また、このプランに基づき、1992年に制定された育児休業制度における25%の所得保障の実施（1995年）、週40時間労働制の実施（1997年）、児童福祉法改正による保育所入所方法の見直し（1998年）も実現された。

(2) 第2期（1997～2001年）

少子化への国民的議論が徐々に喚起されて出生率低下に社会的関心が集まり、エンゼルプランが策定・実施されたあとも出生率の低下は止まらなかった。このため、厚生省人口問題審議会では、1997年2月に少子化問題について集中討議を始め、同年10月に『少子化に関する基本的考え方について：人口減少社会、未来への責任と選択』を公表した。ここでは少子化の原因や社会経済的背景を詳しく分析しており、少子化の要因として未婚率の上昇（晩婚化の進行と生涯未婚率の上昇）と、夫婦が理想の子ども数を持ってない現状を指摘した。今後の対応のあり方については、固定的な男女の役割分業や仕事優先の固定的な雇用慣行・企業風土の是正が重要という視点を新たに前面に打ち出し、その後の少子化対策の方向性に大きな影響を与えた。

続いて1998年7月に、内閣総理大臣主宰で「少子化への対応を考える有識者会議」が設置され、同年12月に公表した提言『「夢ある家庭づくりや子育てができる社会を築くために』では、人口審報告と同じく、日本の雇用慣行と結びついている男女の性別役割分業の見直しや職場優先の企業風土の是正、多様な働き方や企業による子育て支援の推進など、労働政策に関わる分野での対策の重要性を訴えた。さらに、家庭や教育における男女共同参画の推進、地域での子育て支援と保育サービスの拡充、子育ての経済的支援などの重点分野を挙げ、全部で約160項目もの具体的対策や検討すべき点を列挙した。この提言内容は、翌99年に策定された新エンゼルプランの下地となった。また、この会議の提言により、内閣総理大臣を議長とする「少子化対策推進関係閣僚会議」、および「少子化への対応を推進する国民会議」が立ち上げられた。

少子化対策推進関係閣僚会議は、1999年12月に「少子化対策推進基本方針」を打ち出し、この方針に沿った具体的行動計画である「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）を策定した。新エンゼルプランの実施期間は2000～2004年度で、策定者は大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治の6省大臣であった。

エンゼルプラン時と異なるのは、固定的な性別役割分業を前提とした職場優先の企業風土の是正という点をかなり大きく扱っていることである。重点施策分野は、①保育サービス等子育て支援サービスの充実、②仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備、③働き

方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正、④母子保健医療体制の整備、⑤地域で子どもを育てる教育環境の整備、⑥子どもがのびのび育つ教育環境の実現、⑦教育に伴う経済的負担の軽減、⑧住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援の 8 項目で、予算も増強された。

(3) 第 3 期 (2002～2004 年)

2000 年度から新エンゼルプランが始動し、2001 年 7 月には、働き方改革重視の視点から「仕事と子育ての両立支援策の方針について」を閣議決定して、「待機児童ゼロ作戦」をスタートさせるなどしたが、出生率反転の兆しは見られなかった。こうした中、政府は少子化対策の見直しを行い、2002 年 9 月に「少子化対策プラスワン」を発表した。「もう一段の対策」を考えたこの提言では、新たな視点として、若者の経済基盤の安定化を挙げ、さらに「男性を含めた」働き方の見直しという点を強調した。

少子化対策プラスワンの報告を受け、少子化対策推進関係閣僚会議では、翌 2003 年 3 月に「次世代育成支援に関する当面の取り組み方針」を決定した。この方針により、2003～2004 年を少子化対策の基盤整備期間と位置づけ、対策推進のバックボーンとなる少子化関連法の立法化を進めることになった。その結果、2003 年 7 月に少子化社会対策基本法と次世代育成支援対策推進法がともに成立した。

次世代育成支援対策推進法は、国、地方公共団体、そして常時雇用労働者 300 人以上の企業に対して、次世代育成支援行動計画を策定し、2005 年 4 月から実施する義務を課した法律である（常時雇用労働者が 300 人未満の中小企業は努力義務）。一方、少子化社会対策基本法は、今後の少子化対策の目的、基本的理念、施策の基本的方向、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を定めている。基本法制定に伴い、少子化対策推進関係閣僚会議は廃止されて、内閣府に特別機関扱いで「少子化社会対策会議」が設置された。さらに、基本法は国の責務のひとつとして大綱のとりまとめを課しており、少子化社会対策会議のもとで「少子化社会対策大綱」が 2004 年 6 月に策定された。

少子化社会対策大綱は、施策の基本的方向やポイントを列記した行動指針となるべき文書であり、これを受けて 2004 年 12 月に「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）が策定された。第 3 期少子化対策ともいえるこの行動計画の実施期間は 2005～2009 年度である。

子ども・子育て応援プランは、大綱に挙げられた「少子化の流れを変える」ための 4 つの重点課題である、①若者の自立とたくましい子どもの育ち、②仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し、③生命の大切さ、家庭の役割等についての理解、④子育ての新たな支え合いと連帯（保育サービスの展開を含む地域における子育て支援、子どもの健康の支援、妊娠・出産の支援、子育てのための安心、安全な環境）と、これらに取り組むための「28 の行動」の具体的な行動計画を列挙している。それぞれの項目について、数値目標や実現した場合の将来の社会の姿（おおむね 10 年後）を示すとともに、働き方の見直しの分野や子どもの教育分野においても積極的に数値目標を定めたり、次世代育成支援対策推進法に基づく地方自治体の行動計画とリンクして目標値を定めたりするなど、これまでにない特徴をもったプランとなっている。予算も増強され、単年度で 0.8～1.3 兆円程度が組まれるようになった。

(4) 第4期(2005～2009年)

2005年の合計出生率が1.26と過去最低を記録し、少子化の流れを変えられない中、2006年6月に政府は「新しい少子化対策」と銘打った一連の追加対策メニューを提示した。これは、子どもの年齢別に子育て支援策を明記するとともに、働き方改革の一層の推進等を含む内容となっている。

その後、2006年12月に新人口推計が公表され、2002年推計よりもさらに厳しい出生率と人口減少の見通しが示されたことから、政府は再び少子化対策のあり方について見直しと検討を行うことを表明し、2007年2月に少子化社会対策会議の下位組織である少子化社会対策推進会議を廃止して、新たに「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議を発足させた。この会議には、基本戦略分科会、働き方の改革分科会、地域・家族の再生分科会、点検・評価分科会が設けられた。各分科会で検討を重ねた上で2007年6月に中間報告がまとめられ、最終的には2007年12月に「子どもと家族を応援する日本重点戦略」が公表された。ここでは、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解消するために「働き方の改革による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」と「親の就労と子どもの育成の両立、および家庭における子育てを包括的に支援する枠組み(社会的基盤)の構築」を車の両輪とした。現金給付の形での経済的支援の重要性を認識しつつも、現物給付による支援を重点的に拡充する方向性も示した。

さらに、重点戦略の策定と並行して、「働き方の見直し」「ワーク・ライフ・バランス」が政府の優先的取り組み課題として前面に押し出されるようになり、2007年7月にワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議が立ち上げられた。そして、同年12月にこの会議において「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が提示され、政労使による調印の上、決定された。

少子化対策における働き方の見直しでは、当初、「ファミリー・フレンドリー」という言葉が使われていたことから分かるように、仕事と子育ての両立の観点から議論がなされてきた。しかし、これでは子どものいる労働者だけが対象になるため、こうした施策の推進には労働者全般の理解は得にくかった。また、総人口の減少が始まりつつある中で、性別・年齢・配偶関係にとらわれない多様な労働者を活用する必要が生じ、性別役割分業のもとで時間制約のない男性労働者だけを想定した働き方を見直さざるを得なくなってきた。そこで、子育て支援という、子どもがいる人たちだけを対象とした議論から、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉で広く働き方の見直しを試み、それが少子化対策にもつながるという理解で少子化問題への接近が試みられるようになったのである。

2008年になると、重点戦略に沿って、新たな保育制度体系の検討開始(厚生労働省社会保障審議会の下位部会「少子化対策特別部会」で議論)や、新待機児童ゼロ作戦の策定が行われた。このころから、少子化対策は社会保障政策の枠組み内で明示的に扱われることが多くなった。2008年1月に発足した社会保障国民会議では、年金、医療・介護に加えて少子化対策を柱の一つとして挙げた。また、これまで幾度も指摘されてきた少子化対策の財源確保という問題も本格的な議論が行われるようになった。同年12月に発表した「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」」では、中福祉・中負担の社会構築を目指すこと、そのために経済の立て直しを前提に将来的には消費税率を

上げて、その税収は少子化対策を含む社会保障に使うことが明記された。

翌 2009 年には、新待機児童ゼロ作戦推進の財源として「安心こども基金」が創設され、保育サービス拡充のために 2 度の補正予算編成で合計 2500 億円が計上された。さらに、政治情勢との絡みもあり、現金給付の形での子育て世帯への経済的支援が注目され始めた。2009 年 4～6 月頃実施された「定額給付金」は、不況下での国民の生活支援政策であったが、子どものいる世帯には金額を上乗せして支給を行い、子育て世帯への経済的支援の性格も持たせた。

2009 年は次世代育成支援対策推進法の改正、育児・介護休業法の改正も相次いだ。改正次世代法では、企業の行動計画策定義務化の適用範囲拡大（常用労働者 301 人以上企業から 101 人以上企業へ）、行動計画の公表・周知義務化などを定め、仕事と家庭の両立支援の拡充に向けて、さらに企業の取り組みを促すものになった。なお、この法律は、成立当初、罰則がない中でどれだけ企業が行動計画の届出を行うか危ぶまれたが、2010 年 6 月末までに対象企業の 87.7%（12,088 社）が届出を行った。また、厚生労働省は、一般事業主行動計画の実施において一定の基準を達成すれば、企業からの申請により子育て支援が充実した企業である「認定」を行っているが、2010 年 6 月末現在で 920 社（うち 300 人以下企業 130 社）が認定企業となった。

改正育児・介護休業法では、男性の育児休業取得促進をねらった「パパ・ママ育休プラス」（夫婦とも育児休業を取得すれば、通常は子どもが 1 歳までのところを 1 歳 2 カ月まで休業できる制度）、短時間勤務制度の措置義務化、子の看護休暇の拡充等が定められ、2010 年 6 月 30 日に施行された。育児休業については、これに先だって 3 月に雇用保険法が改正され、2009 年度までの時限措置だった育児休業給付の割増（休業前賃金の 50%）が当面延長され（時期明記せず）、育児休業基本給付金・育児休業者職場復帰給付金が育休中に全額支給されることになった。

2. 少子化対策の現状：2009 年秋以降の動き

子どもと家庭を応援する日本重点戦略において、ワーク・ライフ・バランスを合言葉とした働き方の改革と、現物支給を中心とした子育て家庭への支援拡充を車の両輪とする方向性が定まり、これに沿って政策展開が行われてきていたが、2009 年 8 月の衆議院議員選挙で自民党から民主党に政権交代すると、少子化対策は子育て家庭への現金給付も重視する考え方に転換した。具体的には、「子ども手当」を中学生以下の子どもを持つ全家庭へ所得制限なしで給付するというものである。ただし、2010 年度は一人 13,000 円の支給が実現したものの単年度の立法にとどまり、2011 年度以降も継続されるのかどうかは不透明である。子ども手当が廃止された場合は児童手当制度に戻り、支給金額・支給対象者範囲とも実質的に支援縮小となる。

一方、子ども手当等の経済的支援も含めた包括的な子育て支援策については、2010 年 1 月に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、新政権の少子化対策に対する考え方が

打ち出された。ここに掲げた政策の数値目標は平成 26 年度を目途として実現を目指しており、実質的に 2010~2014 年度を対象とした第 4 期少子化対策パッケージといえる。なお、このビジョンは、少子化社会対策基本法に定める大綱にあたる。2004 年 6 月に定めた最初の大綱ではおおむね 5 年後に見直しを行うことを記しており、それに従い策定された。

子ども・子育てビジョンでは、これらの政策が「少子化対策」ではなく「子ども・子育て支援」策であること、子どもが主人公という視点を持つこと、社会全体で子育てを支えること、という考え方を基本に置いたうえで、支援の 4 つの柱を示した。第一に、「子どもの育ちと若者の自立支援」であり、これには子ども手当、高校の無償化、若者の就労支援などが含まれる。第二に「妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会の構築」であり、母子保健、小児医療の充実、待機児童の解消、新たな保育制度体系や放課後子ども対策の充実が挙げられた。第三は「地域社会における多様な子育てネットワークの構築や子育てしやすいまちづくり」に関するもので、地域の子育て拠点や子育てネットワークの充実、子育てバリアフリーの推進、ファミリー向け住宅の供給、安全なまちづくりが挙げられた。最後に、「ワーク・ライフ・バランスの実現」が掲げられ、働き方の改革と、次世代法を活用して仕事と家庭が両立できる職場環境の実現に取り組むことを明記した。

さらに、政府は子ども・子育てビジョンに基づき、その確実な実現に向けて「子ども・子育て新システム」を構築することとし、ビジョン決定と同月に少子化社会対策会議で「子ども・子育て新システム検討会議」およびその下位会議である「作業グループ」の設置が決定された。検討会議では 6 月に「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」を公表し、平成 23 年通常国会に法案を提出して 25 年度の施行を目指すとした。ただし、待機児童解消に関しては前倒しで取り組まれ、2010 年 10 月に首相官邸に設置された「待機児童ゼロ特命チーム」により、翌 11 月に「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」が策定された。

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」では、子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支えるため、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築することを目指している。制度設計のイメージとしては、「子ども・子育て勘定」を創設して財源を一元化し、市町村（実施基礎自治体）に交付金として交付して、地域の実情に合わせて現物給付・現金給付を配分できる形を提示している。給付は 2 階建てとし、1 階部分に当たる基礎給付はすべての子育て家庭が対象で、地域子育て支援（乳児家庭全戸訪問や地域子育て支援拠点等の整備）や個人給付（一時預かりや子ども手当）が含まれる。2 階部分は両立支援・保育・幼児教育給付で、幼保一体化したこども園、小規模保育サービス、病児・病後児保育サービス、放課後児童クラブなどが含まれる。

これらの新システムの具体的構築に向けては、「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ」およびさらにその下位に設置された「基本制度ワーキングチーム」、「幼保一体化ワーキングチーム」、「こども指針（仮称）ワーキングチーム」によって検討されている。

子ども・子育てビジョンや子ども・子育て新システムの基本制度案要綱の公表により、新政権の子育て支援策の内容や改革の方向性は見えてきた。しかし、財源確保の問題は完全に解決していない。経済的支援の目玉として進められた子ども手当は、13,000 円支給の 2010 年度で 2.3 兆円、26,000 円支給予定の 2011 年度以降で毎年 5.3 兆円が必要になる。さ

らに、子ども・子育てビジョンでうたう保育サービスの拡充等の実現には、0.7～1兆円（保育所利用料の引き下げや育児休業給付率の引き上げといった制度的改善を行うと1.6～1.9兆円）の費用がかかると試算されている。そうすると、26,000円の子ども手当支給と子ども・子育てビジョンの計画達成には、毎年約6～6.3兆円もの予算を確保しなくてはならない。2005～09年度実施の子ども・子育て応援プランの毎年の予算規模が1.5兆円前後で、児童手当の支給が1.2兆円ほどだったことを考えると、約2倍の金額を確保することになる。これまでも、財源確保や少子化対策への予算配分の問題は常に議論されてきたが、不況下で税収が伸び悩む中、今後の少子化対策の実現にはこれまで以上に財源確保問題が厳しく突きつけられている。

また、子ども・子育て新システムでは、「子ども・子育て勘定」や「子ども家庭省（仮称）」の新規設置、保育サービスの給付における客観的な保育必要性認定と利用者・事業者との直接の保育契約制度という保育所入所方法の変更、幼稚園と保育園の一体化など、かなり大きな制度変更を提示しており、その実現にはかなりの困難が予想される。

ワーク・ライフ・バランスに関しては、2007年12月に策定された憲章・行動指針を、その後の改正育児・介護休業法、改正労基法等の法改正や経済情勢の変化を踏まえて見直し、新たな視点や取組みを盛り込んで新たな合意を結んだ。おもな改定点としては、憲章において、市民やNPOなどによる「新しい公共」活動への参加機会の拡大や、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現」などの新しい視点が盛り込まれた。また、行動指針の中の数値目標は、2007年合意で掲げられた2017年をめどとした目標について、その後の新成長戦略等の諸施策で示された目標値との整合性を図り、2020年までに達成すべき数値が記された。

3. まとめ

日本の少子化対策は、当初は「子どもを持つ家庭、および子育て中の（働く）女性に限定した支援策」ともいえる施策メニューから出発し、少子化の要因研究が進むにつれ、徐々に働き方の問題や、次世代に親となる若者や子どもへの対策、地域のつながりの再生など幅広い内容を持つ政策パッケージへと発展してきた。

少子化対策は、大きく分ければ、ワーク・ライフ・バランスをキーワードとした働き方の改革、すべての家庭を対象とした地域における保育サービスの拡充、そして子育て家庭への経済的支援の3つの柱を有しているといえる。共働きの家庭への保育サービスの拡充については、これまでも熱心に取り組まれてきた。2009年秋以降は、経済的支援についても、他の家族政策が充実した先進諸国並みの援助が打ち出されてきた。今後は、これらに加えて、働き方の改革の一層の推進と、在宅育児の家庭を含めた包括的な子育て家庭への保育支援の推進が求められる。

また、少子化対策の展開において、保育サービスなど子どもの福祉を中心とした子育て支援は、地方自治体が地域の事情に合わせてきめ細かく展開していく必要がある。一方で、巨額の費用が必要となる経済的支援の在り方は、国レベルで議論すべき問題である。そして、ワーク・ライフ・バランスの推進は、労働政策分野における幅広い改革の実施を政府が担うとともに、企業の理解と協力を取り付けることも不可欠だ。ワーク・ライフ・ balan

スは、必ずしも直接少子化対策としての効果をねらったものではなく、いわばそのほかの子育て支援策が有効に機能するための環境整備の側面があり、これを推進することが副次的に出生率改善に寄与するという性格のものである。その意味で、「ワーク・ライフ・バランス」をキーワードとした労働環境の整備と、地域ごとのきめ細かな子育て支援と、子育て家庭への経済的支援がバランスよく推進されることが重要である。そうでなければ、例えば現在のような働き方をそのままにして、それに合わせて保育サービスだけを充実させれば、子どもを長時間預ける方向にいくのは必然である。それは子どもの育ちの観点からみてよいこととはいえない。また、仕事と家庭の両立支援よりも経済的支援を優先すれば、給付開始後、短期的にはある程度の出生促進効果がみられても、長期的には反応がなくなったり、財政問題から減額などの措置が取られた場合にはかえって出生率の一層の低下につながったりする恐れがある。

3つの分野それぞれで、考えられる対応策はほぼ出そろい、政策の方向性も明確になってきた今、残された最も厳しい課題は、これらの施策推進のために必要な将来的に持続可能な財源の確保である。「社会全体で子育てを支える」という意識がどこまで浸透するか、この点が少子化対策への今後の公的支出増加に関して重要な要素になっていくと考えられる。

参考文献

- 守泉理恵（2007）「先進諸国の出生率をめぐる国際的動向」『海外社会保障研究』第160号、4～21ページ。
- 守泉理恵（2008）「次世代育成支援対策」兼清弘之・安藏伸治編『少子化時代の社会保障』原書房。

第3章 結婚動向の規定要因に関する研究 —岩手県と長崎県の未婚化に関する分析—

工藤 豪

1. 本研究の目的と意義

本研究は、結婚動向（未婚化・晩婚化の動向）や結婚行動を規定している要因として、どのような社会経済的条件や文化的条件（規範・志向性）が影響を与えているのかを追究するとともに、これらの分析・考察を踏まえて、少子化の要因である未婚化への対応策について言及していくことを目的とする。というのも、これまでの少子化対策の中で、「夫婦出生力」については実証的な調査研究が展開されているが、「未婚化・晩婚化」については自治体レベルを対象とした実証的な研究が十分に行われていないため、本研究を通じて新たな知見が得られるのではないかと考えたからである。

2. 結婚動向の地域差に着目する意図と先行研究の到達点および残された課題

(1) 未婚化・晩婚化の地域差に着目する意図

結婚動向に関する研究は、現在に至るまで人口学・社会学・経済学・心理学など、さまざまな分野で展開されてきたが、「地域差」という視点からの分析・考察は十分に行われてきたとは言い難い状況である。そこで、本研究では、結婚動向の「地域差」に着目することで、これまでの諸研究では明らかにしえなかった部分を析出できるのではないかとと思われる。このような問題意識を念頭におきながら、まず、先行研究の到達点について簡単に整理しておきたい。

(2) 結婚動向の地域差に関する研究の到達点

結婚動向の地域差に着目した研究は、主に歴史人口学・人口学・地理学などの分野で展開されてきた。ここで、その主要な研究成果を整理すると、まず「到達点」としては、①結婚動向の地域差は必ずしも固定的なものでなく、時代の推移にともなって地域差の形態は変化していること、②「東」と「西」という対比が有効性をもっていたし、現在も失われたとまではいえないこと、③現代における結婚動向の地域差を詳細に検討すると、すべての年齢層において同一の傾向をもっているのではなく、「若年層」と「中年層」で異なる特徴をもつ地域が存在すること、④結婚動向の地域差は、「都市化」や「労働力率」など全国一律の変数ではすべて説明することができず、地域に固有の生活様式や価値観などが影響を及ぼしている可能性が高いこと、などが明らかにされている。

(3) 結婚動向の地域差に関する研究の残された課題

一方、課題について言及すると、最も重要な課題として指摘すべきことは、結婚動向

に地域差が存在することは明らかにされているものの、地域差の要因が何であるのかは明らかにされていないことである。そして、この課題を解明していくにあたり、先行研究から示唆されている点は、「伝統的な結婚パターンの存在」、「東対西という視点の有効性」、「年齢階層別・男女別に地域差を把握することの必要性」、「地域に固有の生活様式や価値観を追究すること」などであった。これらの点に考慮しながら、結婚動向における地域差の要因を追究していくことにしたい。

3. 結婚動向における地域差の実態

(1) 分析資料・指標・視角・方法

本研究で取り上げる結婚動向は、未婚化・晩婚化の動向である。それは、少子化対策を考えるにあたって、未婚化・晩婚化を追究することが重要な意味をもってくるからである。ここではまず、その未婚化・晩婚化における地域差の実態を把握しておきたい。わが国では、近年、未婚化・晩婚化が進んでいるとされるが、その実態はどのように推移してきたのであろうか。分析資料として『国勢調査』を用い、地域差という視点から未婚化・晩婚化の実態を明らかにしていきたい。

分析指標としては、都道府県別・年齢階層別（20～39歳の5歳階級）・男女別の未婚率を用い、分析視角としては「1936～40年出生コーホート」と「1961～65年出生コーホート」を比較することにした。その意図は、前者の「未婚率の安定した時期に適齢期を迎えた世代」と、後者の「未婚率の上昇が顕著である世代」を比較したいと考えたからである。また、分析方法としては、年齢階層別・男女別の未婚率における「全国値」との関係を基準に類型化していくこととする。

(2) 未婚化・晩婚化における地域差の実態

未婚化・晩婚化における地域差の実態について、前述の方法から明らかになった特徴を指摘しておきたい。第一に、都市化の影響はうかがえるが、絶対的なものではないという点である。どちらの出生コーホートにおいても、25～29歳では関東首都圏や関西首都圏で未婚率が高いものの、35～39歳では、東京都を除けば関東首都圏は女子未婚率が低く、また関西首都圏は男子未婚率が低い。第二に、北陸・東海・中国・四国（高知を除く）の諸地域は、男女とも全体的に未婚率が低いという点である。この特質は、どちらの出生コーホートにおいても、どの年齢層でも、また時代が推移しても維持され続けているといえよう。第三に、九州地域では、男子未婚率は低いが女子未婚率は高いという点である。この特質も、どちらの出生コーホートにおいても、どの年齢層でも、また時代が推移しても維持され続けているものである。第四に、本州の東日本地域では、1961～65年出生コーホートの35～39歳において、女子未婚率は東京都を除くすべての県で全国値より低いのに対し、男子未婚率は山形県を除くすべての都県で全国値より高い点である。またこれと対照的に、関西首都圏や西四国、九州地域では女子未婚率が高くなっている。

ここで注目したいのは、分析結果における第三と第四の点についてである。図1は、1961～65年出生コーホートにおける35-39歳の男子未婚率を表したものであり、図2は、1961～65年出生コーホートにおける35-39歳の女子未婚率を表したものである。この2つの図

に示されている男女で対照的な特質は、“東対西”という視点の有効性を示唆しているように思われる。

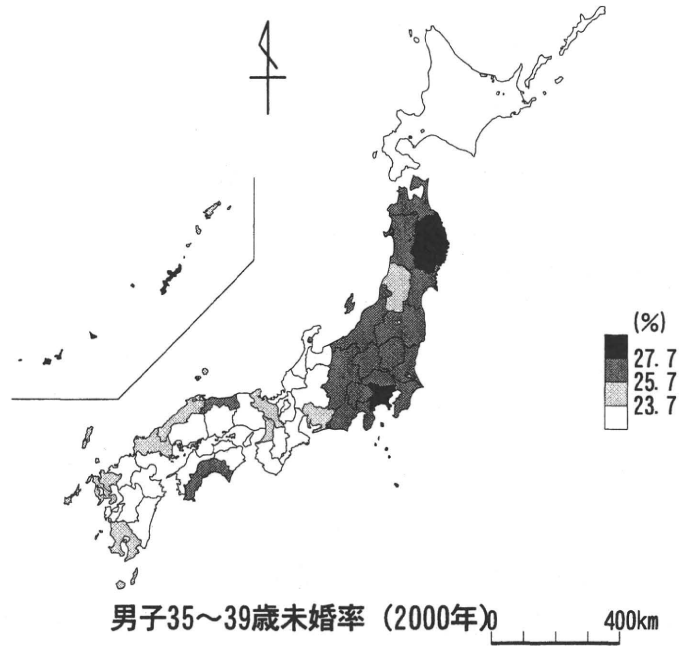


図1 1961～65年出生コホートにおける35-39歳の男子未婚率

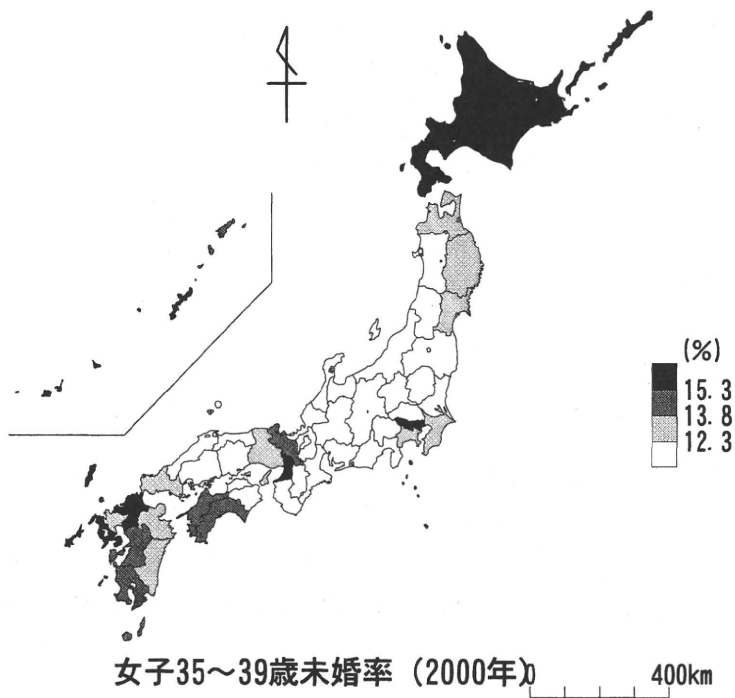


図2 1961～65年出生コホートにおける35-39歳の女子未婚率
(3) 本研究で追究していく課題

未婚化・晩婚化における地域差の実態を踏まえて、本研究で追究したいと考えている課題は、以下の二点である。一つは、①なぜ、東日本地域の35-39歳の男子未婚率において、(1936~40年出生コーホート)では全国値を下回っていたのに、(1961~65年出生コーホート)では、全国値を上回っているのかという点。もう一つは、②(1961~65年出生コーホート)の35-39歳において、なぜ、男子未婚率が高い地域は東日本に偏り、また女子未婚率が高い地域は長期にわたって西日本(関西都市部・九州地域)に偏っているのかという点である。以下では、この二つの点について、分析・考察を進めていくことにしたい。

4. 課題を追究する分析視角・方法・資料

(1) 課題を追究する分析視角

前述の二つの課題を追究していくにあたって、以下に述べる二つの分析視角から接近していきたいと考える。第一に、「岩手県と長崎県の比較」であり、第二に、「未婚率と人口性比の関係への着目」である。

第一の視角から接近する意図としては、まず、岩手県が男子未婚率の高い東日本を代表する県ということである。2000年の35-39歳男子未婚率では、東京都に次いで岩手県は第2位となっている。一方、長崎県は女子未婚率の高い西日本(関西都市部・九州)を代表する県である。このように、未婚率の動向において対照的な特徴をもちながら、なおかつ人口規模がほぼ同じ(2000年の岩手県総人口は1,416,180人、2000年の長崎県総人口は1,516,523人)である岩手県と長崎県を、それぞれの地域の典型的な県として比較していくことにした。

第二の視角から接近する意図としては、まず、未婚率と人口性比の関係に着目することが有意義であることが、先行研究から示唆されているからである。ここで用いる「人口性比」というのは、一般的な定義と同様、女子人口100人に対する男子人口の人数を表している。この未婚率と人口性比の関係をとり上げた研究として、石川義孝の研究(2003、2007)があげられる。石川は、未婚率における動向、とくに男子の結婚難が人口性比の不均衡と密接に関わっているのではないかという分析結果を提示しているが、人口性比における地域差がどのようなメカニズムで未婚率に影響を与えているのかまでは明らかにしていないため、本研究ではその点まで明らかにしていきたいと考える。さらに、未婚率と人口性比の実態を把握してみると、そこに注目すべき特徴が見出される。

表1は、2000年時点での1961~65年出生コーホートの未婚率における全国値との関係を示したものである。この中で、各都道府県を4つのタイプに類型化している。2000年の35-39歳未婚率において、Aは、男性、女性ともに全国値より高い都道府県、Bは、男性は全国値より高く、女性は全国値より低い都道府県、Cは、女性は全国値より高く、男性は全国値より低い都道府県、Dは、男性、女性ともに全国値より低い都道府県が含まれている。

表1 1961～65年出生コーホートの未婚率における全国値との関係（2000年）

35-39歳未婚率	都道府県
A 男性、女性ともに全国値より高い	東京都、高知県、沖縄県
B 男性は全国値より高く、女性は全国値より低い	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、鳥取県
C 女性は全国値より高く、男性は全国値より低い	北海道、京都府、大阪府、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県
D 男性、女性ともに全国値より低い	山形県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、佐賀県、大分県、宮崎県

資料：平成12年『国勢調査』

表2 Bグループに属する都道府県の35-39歳における人口性比（2000年）

都道府県	人口性比	都道府県	人口性比
青森県	96.7	埼玉県	108.8
岩手県	101.9	千葉県	107.9
宮城県	100.2	神奈川県	114.0
秋田県	96.7	新潟県	102.3
福島県	102.6	山梨県	104.7
茨城県	105.4	長野県	103.1
栃木県	105.8	静岡県	105.0
群馬県	104.3	鳥取県	96.7

資料：平成12年『国勢調査』

表3 Cグループに属する都道府県の35-39歳における人口性比（2000年）

都道府県	人口性比	都道府県	人口性比
北海道	93.0	福岡県	92.7
京都府	96.7	長崎県	92.6
大阪府	100.0	熊本県	91.6
愛媛県	93.4	鹿児島県	92.3

資料：平成12年『国勢調査』

表 1 において、B はフォッサマグナの辺りよりも東日本に位置するほとんどの県が含まれており、C が関西都市部や九州の府県が含まれ、そして D はそれ以外の北陸・東海・中国・四国などの県が含まれている。本研究で追究したいと考えている二つの課題を振り返ると、B グループと C のグループに注目する必要性が生じてくる。すなわち、B グループは男子未婚率の高い東日本地域の諸県であり、C グループは女子未婚率の高い西日本地域の諸府県である。そこで、この B グループと C グループの 2000 年 35-39 歳における人口性比について把握していくことにした。表 2 は、2000 年時点での B グループに属する都道府県の 35-39 歳における人口性比であり、表 3 は、2000 年時点での C グループに属する都道府県の 35-39 歳における人口性比を示したものである。これをみると、B グループでは、青森県・秋田県・鳥取県を除いたすべての県で人口性比が 100 を超えており、女子人口に較べて男子人口の多い県が多いのに対し、C グループでは、大阪府を除いたすべての府県で人口性比が 100 を下回っており、男子人口に較べて女子人口の多い府県が多くなっている。

(2) 本研究で追究していく課題の再提示

このように、男子未婚率が相対的に高い東日本地域の諸県で男子人口の割合が高く、女子未婚率が相対的に高い西日本地域の諸府県で女子人口の割合が高いということは、注目に値すべき特徴であるといえるのではないだろうか。本研究では、前述の二つの課題に加えて、この未婚率と人口性比の適合的關係についても、岩手県と長崎県における未婚率と人口性比の關係に関する分析・考察から追究していくことにしたい。

すなわち、岩手県ではなぜ男子人口が女子人口よりも多くなっているのか、一方、長崎県ではなぜ女子人口が男子人口よりも多くなっているのか、そして、それぞれの地域において、このような人口性比のアンバランスがどのようなメカニズムで未婚率の動向に影響を与えているのかを明らかにしていきたいと考える。

(3) 分析方法と調査対象自治体

分析方法としては、岩手県と長崎県において、未婚率や人口性比などの特徴を規定している「意識・規範・価値観・地域に固有の生活様式」などを把握することを目的として、ヒアリング調査を実施していくことにした。というのも、国土庁計画・調整局(1998)などの先行研究において、地域に固有の生活様式など文化的要因については、計量的な分析で把握することが困難であることが示唆されているからである。そこで、岩手県と長崎県の自治体(市町村)において、地域で暮らす方々に直接お話をうかがい、その中から知見を得たいと考えた。

本研究では、東日本地域の典型的特徴(30 歳代の男子未婚率が高い)を備える岩手県と、西日本地域の典型的特徴(女子未婚率が一貫して高い)を備える長崎県を取り上げることにしたが、そのような経緯を踏まえて、分析単位となる自治体も、岩手県と共通する特徴(30 歳代の男子未婚率は全国値よりも高いが女子未婚率は全国値よりも低い)をもつ市町村と、長崎県と共通する特徴(30 歳代の女子未婚率は全国値よりも高いが男子未婚率は全国値よりも低い)をもつ市町村であることが望ましいと考えた。

このような条件を満たす自治体として、岩手県では軽米町・二戸市・西根町(現八幡平

市)・遠野市・金ヶ崎町、長崎県では佐々町・川棚町・諫早市・有明町(現島原市)・布津町(現南島原市)を調査対象自治体として選定し、分析・考察を行っていくことにした。そして、表4は、調査対象自治体の概要を示したものである。

表4 調査対象自治体の概要(2000年) (人・%)

項目	人口 総数	年齢別人口割合			産業別就業者割合			家族類型別割合			自然動態	社会動態
		0-14	15-64	65～	第1次	第2次	第3次	単独	核家族	その他		
軽米町	11,863	15.0	58.9	26.1	32.2	33.0	34.8	16.6	47.3	36.0	出生 71 死亡 135	転入 240 転出 383
二戸市	27,678	15.6	61.5	22.9	14.9	33.0	52.0	24.6	53.1	22.1	出生 270 死亡 330	転入 1110 転出 1220
西根町	19,031	15.3	62.7	22.0	24.6	32.4	43.0	17.4	50.7	31.6	出生 202 死亡 372	転入 754 転出 988
遠野市	27,681	14.0	59.1	26.9	24.2	32.6	43.1	21.2	45.9	32.8	出生 221 死亡 370	転入 742 転出 898
金ヶ崎町	16,383	15.0	62.9	22.1	22.3	35.6	42.1	22.0	43.8	34.1	出生 133 死亡 143	転入 761 転出 660
佐々町	13,335	18.0	63.3	18.7	5.6	30.2	64.2	19.1	63.8	16.7	出生 179 死亡 133	転入 737 転出 814
川棚町	15,325	16.8	63.6	19.4	6.3	32.4	61.2	20.0	58.6	21.1	出生 140 死亡 118	転入 685 転出 620
諫早市	95,182	17.2	65.7	17.1	4.9	26.1	68.5	24.1	62.3	13.4	出生 1279 死亡 1241	転入 5557 転出 5429
有明町	11,958	18.3	58.9	22.8	30.2	29.1	40.7	13.1	47.8	39.0	出生 107 死亡 101	転入 336 転出 345
布津町	5,019	16.8	56.9	26.3	30.4	24.0	45.5	15.9	49.1	35.0	出生 41 死亡 61	転入 175 転出 206

資料：『国勢調査』・各自治体配付資料等

- (注1) 軽米町の自然動態は2003年、社会動態は2004年の数値である。
- (注2) 二戸市の自然動態および社会動態は、おおよその数値である。
- (注3) 西根町の自然動態および社会動態は、安代町と松尾村の数値を含んでいる。
- (注4) 遠野市の自然動態および社会動態は、2004年の数値である。
- (注5) 佐々町の自然動態および社会動態は、2004年の数値である。
- (注6) 諫早市の自然動態および社会動態は、2006年の数値である。
- (注7) 有明町の自然動態および社会動態は、2005年の数値である。

(4) 調査実施の概要と分析資料

表5 岩手県と長崎県の自治体における調査実施の概要

項目	調査概要	調査目的	調査対象
(1)	少子化・結婚支援等に関するヒアリング	少子化や未婚化の状況と関連する支援や対策などを把握する。	自治体職員（少子化・結婚支援に関する担当部署）
(2)	産業・就業・人口等に関するヒアリング	産業・就業・人口等に関する特徴や変化を把握する。	自治体職員（産業振興課・政策推進課・商工振興課・企画財政課等）
(3)	50・60・70歳代の地域住民へのヒアリング調査	「地域社会の特徴や変化」、「地域に固有の生活様式や価値観(家族観・結婚観)」を把握する。	民生委員・地区センター長・一般住民の方々等
(4)	20・30・40歳代の地域住民へのヒアリング調査	「地域社会の特徴・価値観」や「人口移動と続柄・就業・親との同別居などに関する状況」を把握する。	市内（町内）出身・在住の自治体職員
(5)	市勢（町勢）要覧等の資料とアンケート調査結果等の提供	自治体の歴史や社会的特徴、住民の暮らしや地域に関する意識などを把握する。	自治体職員（総務課・政策推進課・経営企画室等）
(6)	高等学校へのヒアリング調査と資料の提供	進学および就職の「県内」・「県外」割合の男女別動向を把握する。	高等学校の進路指導主事の教諭・校長・教頭

ここでは、岩手県の軽米町・二戸市・西根町（現八幡平市）・遠野市・金ヶ崎町、長崎県の佐々町・川棚町・諫早市・有明町（現島原市）・布津町（現南島原市）において、どのような調査を実施したのかを述べていくことにしたい。

まず、自治体における少子化や未婚化の現状、あるいは少子化対策や結婚支援の施策などについて、それぞれの自治体の少子化・結婚支援に関する担当部署の職員に対し、ヒアリング調査を行った。少子化対策の中の子育て支援に関する部分について、多くの自治体において、「児童福祉・こども」という名称をもつ部署が実施していたが、出会い促進や男女の交流機会を提供するなどの結婚支援については、福祉に関連する部署や、産業振興に関連する部署が担当していたり、また結婚支援を特に実施していないという自治体もみられた。

また、結婚動向や未婚率の動向に影響を与えてくる諸要素、産業構造・就業形態・人口構造や人口移動に関する特徴や近年における変化などについて、それぞれの自治体における担当部署の職員に対し、ヒアリング調査を行った。産業振興課・政策推進課・商工振興課・企画財政課等においてお話をうかがったが、担当職員の方の時間的都合やスケジュール的な都合によって、資料の提供のみとなった自治体もある。

さらに、それぞれの自治体におけるまちの歩みや歴史、地理的特徴や社会経済的特性、

地域の暮らし全般に関する把握を目的として、市勢（町勢）要覧等の資料を提供していただいた。併せて、地域住民の価値観や生活状況などに関する意識などを知ることを目的として、まちの総合計画等の策定時に実施されたアンケート調査の結果や概要などを提供していただいた。

次に、地域住民へのヒアリング調査を行った。主に2つの年齢層を対象として実施し、一つは50・60・70歳代の地域住民へのヒアリング調査、もう一つは20・30・40歳代の地域住民へのヒアリング調査である。働き方や生活など地域社会全般に関する特徴や時代的推移の中での変化について、また地域に固有の生活様式や価値観（家族観・結婚観）について、お話をうかがった。そして、前者では地域社会の特徴や変化について把握されている民生委員・地区センター長・一般住民の方々、後者では市内（町内）出身・在住の自治体職員を、調査対象者とした。

最後に、調査対象自治体に位置する高等学校へのヒアリング調査と資料の提供をお願いした。調査対象とする高等学校の選定にあたっては、対象自治体に一校しかない場合もあったが、基本的には在校学生における男女の割合に著しい差がなく、また進路にあたって就職と進学に著しい差がない、という要素を満たす高校とした。調査にあたっては、高等学校の進路指導主事の教諭・校長・教頭の方々に、資料を提供いただきながら、お話をうかがった。

その内容と目的は、進学および就職時における「県内」・「県外」割合の男女別動向を把握するというものであり、その実態に関する数値的な資料を提供いただくとともに、学生自身の希望や両親の意向などに関する男女別での差異に焦点をあててお話をうかがいながら、進学・就職時の移動に影響を与えてくる家族観などを捉えることを視野に入れたヒアリング調査を行った。そして、表5は、以上の調査実施概要を整理したものである。

5. 岩手県と長崎県の自治体において実施したヒアリング調査の結果について

(1) ヒアリング調査の概要について

岩手県と長崎県の自治体において、未婚率や人口性比などの特徴を規定している「意識・規範・価値観・地域に固有の生活様式」などを把握することを目的として、ヒアリング調査を実施した。以下では、そのヒアリング調査結果について整理しておきたい。

ここで、取り上げるのは、「高等学校へのヒアリング調査」【表5の(6)に該当】、「20・30・40歳代の地域住民へのヒアリング調査」【表5の(4)に該当】、「50・60・70歳代の地域住民へのヒアリング調査」【表5の(3)に該当】の結果である。

調査対象とする高等学校の選定にあたっては、対象自治体に一校しかない場合もあったが、基本的には在校学生における男女の割合に著しい差がなく、また進路にあたって就職と進学に著しい差がない、という要素を満たす高校とした。また、地域住民への調査においては、各市町村によってお話をうかがった人数に違いはあるが、少ない場合で男女2~3人ずつ程度、多い場合で男女5~6人ずつ程度から、地域社会における特徴や家族観・結婚観についてお話をうかがう機会を得ることができた。

なお、ヒアリング調査から得られた結果について、どの自治体で聞き取った内容なのかを、ヒアリング内容の後ろに示しておく。

(2) ヒアリング調査の結果とその出所

ここでは、ヒアリング調査の結果を整理していきたい。まず、表6は「高等学校へのヒアリング調査」結果を示したものであり、次に、表7は「20・30・40歳代の地域住民へのヒアリング調査」結果を、そして、表8は「50・60・70歳代の地域住民へのヒアリング調査」を示したものである。

表6 岩手県と長崎県における高等学校でのヒアリング調査結果

項目	岩手	長崎
雇用環境	<p>地元での就職の受け皿が少ない。(二戸)</p> <p>岩手県の教員採用試験は全国的にも倍率が高いようだし、地元で就職したいという学生が多い。(二戸)</p> <p>近年、県内での就職が厳しい状況になっている。(西根)</p> <p>就職の受け皿が減っている。(遠野)</p> <p>女子型の企業が全体的に少ない。(遠野)</p>	<p>長崎市内への就職はほとんどなく、佐世保に働き場所が多く、また福岡へ出て行く学生も多い。(佐々)</p> <p>女子の就職先では佐世保市内のサービス業・小売業・販売などが多い。(佐々)</p> <p>女子の医療関係の働き場所が多い。(川棚)</p> <p>大卒男子の働き場所があまりない、大企業も少ないし、企業誘致もあまり行われてこなかった。(諫早)</p> <p>男子は地元働き場所が少ない。(有明)</p> <p>県外就職した学生で、数年で退職することになった場合、男子は地元働き場所がないので福岡・大阪などで探す、女子は地元に戻ってくる学生が多い。(布津)</p>
進学状況	<p>保育士・栄養士・看護師を志望する女子は初めから県内の短大や専門学校を希望する学生が多い。(二戸)</p> <p>盛岡へ通学する学生もいるが、距離的には盛岡よりも近い県外の八戸へ通学する学生もいる。(二戸)</p> <p>経済的に県外の大学への進学が厳しいとなったら、盛岡市内の専門学校へ進学する学生が多い。(西根)</p> <p>専門学校は盛岡市内の学校を希望する学生が多い。(遠野)</p>	<p>女子では、看護・介護・美容関係を希望する学生が増えている。(佐々)</p> <p>県外でも嬉野・佐賀市内などは通学する範囲内で、通う学生も多い。(川棚)</p> <p>長崎市内へは通学するが、佐賀・福岡へは通学せず出ていくことになる。(諫早)</p> <p>諫早市内へは通学するが、長崎市内・佐賀などへは通学できない。(有明)</p>
時代の変化	<p>男女とも、4年生大学への進学者が増加している。(二戸)</p> <p>進学校でも男女比率に差がなくなっている。(遠野)</p>	<p>20年くらい前までは就職する学生の方が多かったが、15年くらい前に同じくらいになり、10年くらい前から進学が就職を上回るようになっていて、特に女子の進学希望が増</p>

	<p>1980年代後半以降、女子学生が、就職にしても進学にしても、県外へ出て行く傾向が増えている。(遠野)</p> <p>地元企業の不況などによって、就職から進学へと切り替える学生が出ている。(金ヶ崎)</p> <p>近年、女子の県外進学(4年制大学)が増加傾向にある。(金ヶ崎)</p>	<p>えている。(有明)</p>
Uターン	<p>親の面倒をみるために地元でUターンする人が多い。(遠野)</p> <p>男子は県外就職を希望するにしても、いずれ岩手に戻ってこれそうな会社(新日鐵などのように岩手に支社がある会社)を希望する学生が多い。(遠野)</p> <p>女子は、親の面倒をみるのは長男の役目と考えているため、自分が帰ってこなくてはいけないというような意識はない。(遠野)</p>	<p>女子は、福岡の専門学校に進学する場合でも、いずれは地元に戻ってきたいと考えている学生が多い。(佐々)</p> <p>看護師・栄養士関係で福岡の専門学校へ進学する女子もいるが、就職は地元でと考えている学生が多い。(川棚)</p> <p>県外の4年制大学へ進学した男子は、地元に戻って就職というのはなかなか難しい。(諫早)</p> <p>県外の看護系専門学校へ進学した女子は、地元へ戻って就職する学生も多い。(諫早)</p> <p>男子は地元へ戻ってくるのが少ないが、女子は地元に戻ってくるが多く、この10年間で県外進学した女子のうち、半数以上は就職時に県内(島原半島・諫早市・長崎市)に戻ってきている。(布津)</p>
家庭環境	<p>家庭の経済的な理由で、最初から短大志望にする学生が多い。(二戸)</p> <p>近年、経済的に県外の大学への進学が厳しいという家庭が増えている。(西根)</p> <p>父親のUターンによって遠野に来たという学生が多い。(遠野)</p> <p>3世代の家庭や、兄弟姉妹の多い家庭が多い。(遠野)</p>	<p>経済的に厳しい家庭も多く、女子まで外へ進学させられないという家庭が比較的多い。(佐々)</p> <p>家庭の経済事情で、進学から就職へと切り替える学生もいる。(布津)</p>
学生の意向	<p>地元志向の強い学生が多い。(二戸)</p> <p>女子は、県外でもいいからどうしても就職したいという強い意思をもつ学生が多いが、男子は、地元で、親元で生活していきたいという意思の強い学生が多い。(西根)</p> <p>県内就職が厳しいとき、女子はあっさり県</p>	<p>就職・進学ともに、男子は県内・県外の両方から考えていこうとする傾向にあるが、女子は県内(佐世保近郊)を希望する傾向がみられる。(佐々)</p> <p>男子は福岡など県外志向も比較的強いが、女子は地元志向が強い。(川棚)</p> <p>男女ともに進学者は県内志向・県外であれば</p>